


令和2年度児童福祉施設等 指導監査結果報告書



吹田市福祉部福祉指導監査室



第1 指導監査の実施状況

目的



吹田市では、「児童福祉法」、「吹田市社会福祉法人等指導監査要領」等に基づき、指導監査を実施しています。関係法令・設置基準等に照らしながら、必要な助言及び指導又は、改善を求めることにより、施設等のサービスの質の確保及び利用者支援の向上並びに適正な運営が確保されることを目的としています。

実施状況

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、状況を注視しながら指導監査の実施を判断いたしました。その結果、拡大防止等の観点から、一部の施設等において書面監査への切り替えや実施の見送りを行いました。

一般的な指導監査の流れ

① 施設調書・現況報告書等の提出



② 指導監査実施通知を送付



③ 指導監査の実施



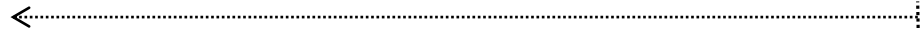
④ 監査結果通知の送付



⑤ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）



⑥ 改善状況報告書の確認・再指導



次回監査
への反映

施設・事業区分別指導監査実施状況

区 分		対象数 (A)	実施数 (B)	実施割合 (B/A)
公	立 保 育 所	13	13	100%
私	立 保 育 所	33	33 ^{※2}	100%
小	規 模 保 育 事 業 等	44	44 ^{※2}	100%
児 童 館 (公 立 1 1 館 、 私 立 1 館)		12	11 ^{※3}	92%
認 可 外 保 育 施 設	届 出 対 象 施 設	48 ^{※1}	19 ^{※2 ※3}	40%
	届 出 対 象 外 施 設	2	0 ^{※3}	0%
合	計	152	120	78.9%

※1 居宅訪問型13施設と企業主導型12施設を含みます。令和2年12月1日以降に事業開始の施設は含めていません。

※2 書面監査を含みます。

※3 新型コロナウイルス感染症の影響により、指導監査・立入調査の実施を見送りました。

(実施割合は、小数点以下四捨五入)

第2 指導監査・立入調査の実施結果

区 分		文書指摘施設数	文書指摘件数	口頭指摘件数
公	立 保 育 所	5/13	5	—
私	立 保 育 所	78/33	1516	86
小	規 模 保 育 事 業 等	2/44	9	85
児	童 館	1 /11	1	1(1)
認 可 外 保 育 施 設	届 出 対 象 施 設 等	6/19	6	—
	届 出 対 象 外 施 設	—	—	—
計		2122/120	3637	172(1)

※ 文書指摘のある場合は、改善報告書の提出を求め、改善状況の確認を行っています。軽微な指摘は監査時に口頭で指摘し、改善を指導しています。児童館で全施設共通の指摘は外数で()に件数を記載しています。

今年度の実施状況について

(1) 公立保育園

感染防止対策を取ったうえで、対象の13園すべてに対し、実地により指導監査を実施しました。なお、実施に当たっては、児童との接触を避ける観点から、現地確認は基本的に実施せず、特に必要と認められる場所のみの実施としました。

(2) 私立保育園

33施設のうち6施設について実地により指導監査を実施しました。残りの27施設については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面監査に切り替えて実施しました。

(3) 小規模保育事業等

令和2年度に新規に設置された1施設については、実地により指導監査を実施しました。既存の43施設のうち、8施設については実地により実施しましたが、残りの35施設は書面監査に切り替えて実施しました。

(4) 児童館

公立の児童館11館については、感染防止対策を取ったうえで実地により指導監査を実施しました。

民間の1館については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、これまでの運営状況等も考慮し、今年度の実施を見送りました。

(5) 認可外保育施設

施設型の認可外保育施設35施設のうち、新規開設の施設、必ず年1回以上の立入調査が求められているベビーホテルの合わせて6施設に対し、実地により立入調査を実施しました。その他の29施設は、これまでの運営状況等を考慮し、今年度の実施を見送りました。

居宅訪問型の認可外保育施設13施設の立入調査は、集団指導の方法により行うこととされていますが、今年度は集団指導を書面により実施しました。

通常2年に1回立入調査を実施している届出除外の認可外保育施設については、今年度の実施は見送りました。

第3 特別監査の実施結果

特別監査は施設職員からの通報や利用者から寄せられた情報等により、人員、設備及び運営に関する基準等の違反や施設運営に不正または著しい不当が認められる場合、又はその疑いがある場合に実施します。

令和2年度は、特別監査は実施していません。

公立保育所

(1) 主な指摘事項

消防用設備については、非常用アンプの早期改修を求めるとともに作動状況について常時確認を行うよう指導しました。経年劣化による雨漏り等についての改修、清掃作業の効率化及び労働災害防止の観点から改修の検討を指導しました。

(2) 総評

児童が安心して生活し成長できる保育を年間指導計画をはじめとする保育計画を作成し、評価・反省を踏まえながら次期計画へと反映させる循環的な取組が実践されています。また、研修等を通じて保育の質の向上に努め前期と年間総括を職員会議の中で十分話し合い、保育を実践されています。また、配慮の必要とする子どもや、子育てに不安を抱えている保護者への支援については、気配りを忘れず細やかに対応されています。今後は、多様化する社会状況の変化に対応できるよう保育従事者の確保及びその資質向上に対する取組を継続的に行うとともに、施設の安全点検結果等を踏まえた危険個所の修繕、計画的な改修を着実に進め、安定的に質の高い保育が提供できるよう努める必要があると考えます。

児 童 館

(1) 主な指摘事項

施設において、一部修繕が必要な箇所が見受けられましたので児童が安全に利用できるよう、今後とも必要な施設整備を行うよう助言しました。

(2) 総評

各館・センターにおいて、世代間や外国人についても、積極的に交流が行われていました。また、皆が安心して利用できるように感染対策も行い、来館者数を制限するなどの工夫をされていました。

平成30年10月1日に児童館のガイドラインが改正され、益々、児童館の社会的役割が高まっています。今まで蓄積されたノウハウを活かし、今後も社会に貢献できるよう行事などの創意工夫が求められます。